

Michael P. DeJonge 『Bonhoeffer on Resistance: The Word Against the Wheel』 再読

島 田 由 紀

2025年11月、『ボンヘッファー ヒトラーを暗殺しようとした牧師』(Komarnick 監督、2024年、アメリカ・ベルギー・アイルランド)が日本で公開された。ディートリッヒ・ボンヘッファー(Dietrich Bonhoeffer、1906-1945)は、ナチス期ドイツに生きた牧師・神学者であり、当初、教会に対するヒトラー・ナチス政権の介入や強制に教会人として抵抗したが、やがてはクーデターを計画するドイツ国防軍内の地下抵抗グループに加わって、1945年4月、ドイツ敗戦の1か月ほど前に政治犯として処刑された人物である。映画の日本語公式サイトには、監督の言葉として次のように記されている。

1933年、ヒトラーがドイツで権力を掌握した際、彼が最初に掌握したのはドイツの教会でした。彼は過激な民族主義を武器に、ルター派とカトリックの指導部を自らの世界観に同調させました。数ヶ月で、聖堂から聖書と十字架が消え去り、その代わりに『我が闘争』と常に目立つスワステイカ(カギ十字)が置かれるようになりました。

教会の中にいたあるの男(原文ママ)は、政治的勇気は信仰の行為であり、悪に対して沈黙を保つことは、実は悪そのものだと決断した。「ボンヘッファー」は、その男の物語である。ディートリッヒ・ボンヘッファー。特権階級に生まれた男が、ヒトラーと戦い、無辜のユダヤ人の命を守るために自らの命を捧げました。その男の著作は、多くが獄中で執筆されたものだが、数十年にわたり数千万部も売れました。ウェストミンスター寺院の

敷地内に、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの像の隣に立つ英雄の像。自分の命を犠牲にすることで、別の人が自由を得られるなら、その命は価値があると考え、その決断をした人間です。

ディートリヒ・ボンヘッファーは、今もなお灯台として立ち続け、私たちに互いが必要であることを思い出させます。私たちは皆、つながり合っているのです。そして、一人の人間が苦悩する時、私たち全員がその苦悩を共有するのです¹。

キング牧師にも言及しながらボンヘッファーの決断を称える監督の言葉には、ある真実味も感じさせられる。最後の段落の言葉は、キング牧師の「バーミングハムの獄中からの手紙」の初めに述べられる相互性についての言葉や「I Have A Dream」演説の言葉と共鳴しあうように思われ、ボンヘッファーとキング双方へのオマージュとも感じられる²。

しかしながら、映画本編は、ボンヘッファーの生涯と彼の書き遺したものとを知る者にとっては、大きな胸のざわつきを感じずには観ることのできないも

1 <https://hark3.com/bonhoeffer/> (2026年2月12日参照)

2 1963年4月、公共施設のみならず民間ビジネスにおいても人種隔離の徹底されたバーミングハムにおいてキングらはデモを決行した。デモは平和裏に行われたにもかかわらず、デモ参加者たちは逮捕・投獄されたのだが、キングは独房において、新聞に掲載された白人教会指導者らによるデモ非難の声明を読み、義憤に駆られて彼らに公開書簡を記したのである。書簡の初めの方において、キングは次のように述べる。「私はただ漫然とアトランタに座っていて、バーミングハムで起こっていることに無関心でいるわけにはいかないのです。ある場所での不正義は、すべての場所における正義への脅威です。私たちは運命という一枚の衣服に結びついた、相互性という逃れることのできない網目に捕らえられているのです」。クレイボーン・カーソン編『マーティン・ルーサー・キング自伝』（梶原寿訳、日本基督教団出版局、2001年）225頁。また、バーミングハムでのデモから約4か月後、ワシントンDC大行進での魂震わせる演説において、「わが白人兄弟の中でも多くの人々が、今日ここに出席して証明しているように、彼らの運命はわれわれの運命と結びついていることを理解するようになっていくからです」と述べつつ、「われわれはいつの日か自由になるだろうと知りながら、一緒に働き、一緒に祈り、一緒に戦い、一緒に投獄され、一緒に自由のために立ち上がることができるでしょう」と訴えた。『マーティン・ルーサー・キング自伝』前掲、270-272頁。

のであった。筆者は、映画館で1度だけ本編を鑑賞することができた。1度の鑑賞では、細部について完全に記憶することはできなかったのだが、少なくとも箇所、明らかにボンヘッファーの生涯の事実と異なるエピソードが描かれていた。

たとえば、映画ではボンヘッファーは処刑の直前の場面で、彼は幼い頃の母との思い出のことを言い残す。それは第一次世界大戦に出征し戦死した兄ウォルターとのエピソードでもある。(そのようなエピソードが現実にあったのかどうか、あったとして正確にどのような内容だったのか、筆者は知らないのだが。) 広く知られているところでは、ボンヘッファーは処刑に向かう直前に、居合わせた英国人捕虜に対して、英国国教会主教ジョージ・ベルへの遺言を残した。ベルは、ドイツの国家と教会が国粋主義的・排他的に傾いていくなかでボンヘッファーが重視していた世界教会運動を通じて知り合った友人であり、ボンヘッファーから託されたドイツ国防軍内地下抵抗運動グループの依頼をもって英国政府に働きかけた人物である。ボンヘッファーの最期の言葉は、当時は敵国人であったベルへの、国家の対立を超えたキリスト者の交わりへの確信の言葉であった。ボンヘッファーは正確を期して、伝達者に対して、この最後のメッセージの言葉を2度繰り返して伝えたという³。ドイツの排外主義のさなかでのボンヘッファーの国際性と公同教会への献身を表すこのエピソードは、映画ではまったく描かれなかった。

映画のなかではほかにも、ボンヘッファー自らがヒトラー暗殺の実行予定者に会って熱心にその任を委ねたといった場面が描かれていた。実際には、いずれも失敗に終わった1943年3月21日の暗殺計画と1944年7月20日のヒトラー暗殺・クーデター計画へのボンヘッファーの関与の度合いとそれらの計画についてのボンヘッファーの認知の程度は、研究者によって検討され続けている⁴。後

3 Ch.ティーツ『ディートリッヒ・ボンヘッファー—抵抗に生きた神学者』(橋本祐樹訳、新教出版社、2025年) 188-189頁。原著Christiane Tietz, *Dietrich Bonhoeffer: Theologe im Widerstand* (München: C. H. Beck, 2024).

4 Christopher Probst, "Film Review: Bonhoeffer: Pastor, Spy, Assassin, directed by

者の実行日には、ボンヘッファーはすでに1年4か月近くを獄中で過ごしていた。

以上のすぐに思い浮かぶ例のほかにも、作中の血気盛んすぎるボンヘッファー像や、当局の監視下においてボンヘッファーが政権との対決姿勢を鮮明にした説教やそれに熱心に賛意を送る会衆のシーンなど、あの極めて抑圧的なヒトラー政権下で、本当にそのようなことが可能だったのだろうかと思わざるをえなかった。費用と上映時間という大きな制約が課せられる映画製作においては、歴史的経緯をある程度割愛しつつ単純化して描かざるをえないとは理解できるにしても、たとえば処刑直前の場面のよう、大きな費用と手間を割くことなしに実際のボンヘッファーのエピソードとして知られていることを描くことができる場面で、そうしないのはなぜだろうか、と疑念が深まる。

続いて浮かんでくるのは、それならば監督をはじめとする製作者たちは、なぜ、どのような目的をもって、この映画を作ったのか、という疑問である。

映画本編が強く暴力を称揚しているか、と問われれば、そこまであからさまではなかったように、筆者には思われた。しかしながら、映画全体を通じてここここに描かれるエピソードとその描かれ方に、暴力に訴えることが正当化されうると観衆が考える、内心の許容度を下げることを促しかねない危険性を感じ続けた。牧師・神学者——それも平和と戦争、独裁の問題に思索と人生によって真っ向から取り組んだ——と独裁者暗殺とクーデターの関係という、もっとも細心の注意を払ってピンセットで扱わなくてはならない問題にやすやすと素手を伸ばしているような、気持ちの悪さと恐れを感じさせられたのである。

改めてよくよく見るならば、映画のポスター、パンフレットの表紙、また公式サイトトップに採用されている写真では、ボンヘッファー自身（俳優）が

Todd Komarnicki (Angel Studios, 2024)," in *Contemporary Church Quarterly*, Vol. 30 No. 4 (Winter 2024), 3/8.

<https://drive.google.com/file/d/1wuNgI9H7EpbR63WCrkKVwpPglnVnflGD/view>
(2026年2月19日アクセス)

胸元に銃を構えている。それは、決してなかったはずのボンヘッファーの姿である。映画の原題は、『ボンヘッファー——牧師、スパイ、暗殺者』である。

2024年10月には、翌月の大統領選挙投票日と映画公開とを控えて、おもにドイツとアメリカの主要なボンヘッファー研究者らが共同声明を発表し、この映画にも言及してそのメッセージの危険性を非難した⁵。研究者らは、配給会社であるAngel Studiosによる「あなたは正しいことのためにどこまで立ち上がって行けるのか」という映画の広告の言葉について、「アメリカが現在のように深く分断された政治的風潮においては、銃を抱くボンヘッファーという、同じくらいに危険でまったく誤っているポスターのなかの姿とあいまって、これらの言葉は危険である」と指摘する。大統領選挙の結果次第では暴力の波が起こりかねないことを懸念しつつ、声明は続けて次のように断じた。

ボンヘッファーと彼のヒトラーに対する抵抗を理由として、現在のわれわれの文脈において政治的暴力への参加を呼びかける試みは、いかなるものであっても強く反対されなければならない。さらに言えば、ボンヘッファーはクーデターを支持した一方で、それをキリスト教的あるいは神学的に正当化することを拒んだ。そのような理由づけの危険性を理解していたのである⁶。

声明は、ボンヘッファー自身が彼の生涯と著作の誤用に対する最善の防衛を提供する、と続ける。ボンヘッファーが生涯をかけて問うたのは、「あなたはどこまで行けるか」や「これはボンヘッファーの時 (a Bonhoeffer moment) な

5 International Bonhoeffer Society, English SectionのHPより。

<https://drive.google.com/file/d/1t9tst95HFy5rAGvAd4GjwvfW5lHViEyx/view> (2026年2月15日アクセス)

6 この共同声明には、Lori Brandt Hale (国際ボンヘッファー学会英語部会長)、Florian Höhne (国際ボンヘッファー学会ドイツ語部会長)、Victoria J. Barnett (ボンヘッファー全集英語版編集総責任者)、Wolfgang Huber (ボンヘッファー全集ドイツ語版編集総責任者)をはじめとして多くのボンヘッファー研究者が名を連ねている。

のか」⁷という問いではなく、「こんにちわれわれにとって、キリストとは何者であられるのか」という問いであったと述べ、声明は、ボンヘッファーは苦しむ者たちとともに苦しむ「下からの視点」を持っていたことを指摘し⁸、彼が苦しむ隣人との連帯に生きたことに言明した。

研究者らの声明と連携して、2024年10月には、ボンヘッファーの兄弟姉妹（ボンヘッファー自身は未婚のまま刑死した）の成人した子孫100名のうち86名が署名した公開書簡を発表した。ボンヘッファー一族の声明は、近年、過激な右派、排外主義者らによってボンヘッファーの遺産が歪められ誤用されていることへの深い恐れの念を表明する。福音派右派の作品で知られるAngel Studiosが銃を抱くボンヘッファー像とともに「独裁との闘いがいま始まる」とXで映画を宣伝し、歴史を歪める伝記映画によってボンヘッファーを福音派の聖人に変えてしまっている、と指摘する。ボンヘッファー家では、ボンヘッファー本人のほかに、兄クラウス、義兄リューディガー・シュライヒャー、義兄ハンス・フォン・ドナーニーが同じ抵抗運動に参加して終戦前に処刑されている。ボンヘッファー家の4人の男子のなかでは、長兄だけが2度の大戦の後まで生きた。4人の姉妹のうち、ユダヤ系法学者と結婚した双子の妹ザビーネは1938年にボンヘッファー自身の助けにより夫と2人の娘と共に国境を越えロンドンに亡命したほか、ボンヘッファーらが逮捕された当初には、姉妹らも逮捕・拘留されたり尋問を受けた。一族の公開書簡は、ナチスへの抵抗の動機と帰結については家族の間で語られてきたと述べ、ボンヘッファーは生涯をかけて偏狭

7 本稿で紹介する書籍の序において、Michael P. DeJongeは2015年以降に右派・左派双方のキリスト者が「a Bonhoeffer moment（ボンヘッファーの時）」に盛んに言及してきたことを指摘する。

8 E. ベートゲ編『ボンヘッファー獄中書簡集―「抵抗と信徒」増補新版』（村上伸訳、新教出版社、1998年）19頁。親友エバーハルト・ベートゲらに渡したエッセイ「10年後―1943年に向かう年末に書いた報告」は、ナチス政権下での10年間を内省するものであるが、エッセイの最後に「下からの視点」という項目があり次のように述べられている。「われわれは、世界史の大きな出来事を一度下から、つまり、社会から閉め出された人々、疑われた人々、虐げられた人々、権力なき人々、抑圧されあざけられた人々の観点から、簡単に言えば、苦難を受けている人々の観点から見ること学んだ」。

さ、抑圧、排外主義と闘い、自由と他者への気遣いにおいて協働しながら困難に取り組む道を指し示したと声明した⁹。

当の映画に出演した俳優たちもまた、研究者と一族の声明を受けて、共同声明を発表した。同映画の主要人物の多くがドイツ人俳優によって演じられているのだが、声明は、ポピュリストやナショナリストらがボンヘッファーの遺産をみずからの世界観に合わせて捻じ曲げ映画を誤用することへの懸念を表明した。ボンヘッファーの物語は、権威主義、また民主主義や人権を損なう暴力行為に抗して声をあげる必要性を教える、と訴えた¹⁰。ベルリンにあるボンヘッファー・ハウスの理事・職員もまた、2024年11月に連名で声明を出し、暴力的なナショナリストらがボンヘッファーを根拠として利用していることは、人権、政治的自由、キリスト教的愛のために命を捧げた人々への耐え難い侮辱である、と声明した¹¹。

本稿の以下の部分では、Michael P. DeJongeの*Bonhoeffer on Resistance: The Word Against the Wheel* (Oxford University Press: Oxford, 2018) を紹介する。本書については、別の媒体において短く紹介したことはあるのだが¹²、上

9 https://drive.google.com/file/d/1SIKS7_yO3nbPFjRb4FV8wi-WKwghBvUP/view (2026年2月15日アクセス)

10 <https://drive.google.com/file/d/13KvDUrc2wq1wVr5sdV8OqBosn6u6PLoe/view> (2026年2月15日アクセス)

11 <https://bonhoeffersociety.org/statement-board-members-and-staff-members-of-the-bonhoeffer-haus-in-berlin-condemn-the-political-appropriation-of-dietrich-bonhoeffer/> (2026年2月15日アクセス)

ボンヘッファー・ハウスは、1935年以降ボンヘッファーの両親の家であり、ボンヘッファーが当局からベルリン滞在を禁止されて以降、市内で唯一滞在が許可された場所であり、一族はしばしばここに集まった。ボンヘッファーは遺稿となった『倫理』をこの家で書いた。1943年4月5日にボンヘッファーが兄らとともに逮捕されたのもこの家でのことだった。現在は記念館として世界から訪問者を受け入れ会合などに用いられている。

12 拙稿「英語圏のボンヘッファー紹介シリーズ (1) ボンヘッファーの抵抗の神学 書評Michael DeJonge, *Bonhoeffer on Resistance: The Word Against the Wheel*」(『ボンヘッファー研究』38) 44-46頁。

述のようなここ数年の状況を念頭に置きつつ、改めてより詳しく紹介したい。DeJongeの議論は、ボンヘッファーの政治的抵抗をめぐるポピュリスト的な理解に一石を投じるものである。DeJongeはアメリカに本拠を置く新進気鋭のボンヘッファー研究者であるが、彼の大きな功績は、緻密かつ骨太な読解によって、ボンヘッファーにおけるルター神学の受容、とりわけルターの二王国説の受容をめぐる従来の理解を一新したことである。それはまた、2000年代以降に顕著になった、ボンヘッファーの生涯全体にわたる神学の一貫性を見極めようとする研究の流れのなかにもある¹³。紹介する本書もこの大きな枠組みのなかで議論が進められており、ボンヘッファーがルターの二王国の理解を捉え直して自身の神学に深く取り込んだからこそ、彼の生涯における異なる段階での異なった形の抵抗運動が展開された、という見方を鮮明に打ち出す。

ボンヘッファーの活動時期はその大半が、ヒトラー・ナチスの支配期と重なっている。彼は政権に対するさまざまな異なる形での抵抗に参加したのだが、当局から要注意人物として注目されていたこともあり¹⁴、当然のことながら、自身の抵抗の意図を明示的に説明するような文書等は残していない。研究者らは彼の著作等から浮かび上がる彼の意図を捕捉しようと努めてきた。DeJongeによる本書も、ボンヘッファーの議論の深部に横たわるボンヘッファーの意図を読み取ろうとする試みの一つである。

13 ボンヘッファーと深い友情に結ばれて神学思想と内面とを分かち合っていたエバーハルト・バートゲによって記された、決定版と言うべきボンヘッファー伝において、バートゲはボンヘッファーの生涯を3つに分けて描き出す。神学への野心に満ちていた1931年までの時期、キリスト者・牧師として教会を通じたナチス政権への抵抗に深く関わった1940年までの時期、そしてそれ以降、クーデターを計画する政治的抵抗運動に参加した時期である。ボンヘッファー研究はこの伝記を土台として進んだため、ボンヘッファーは初期・中期・後期で大きく思想を変えていったという前提が根強くあった。ボンヘッファー神学の一貫性に注目しようとする研究は、比較的近年になって活発になった。Cf.) Eberhard Bethge, *Dietrich Bonhoeffer: A Biography*, Revised Edition. Fortress Press: Minneapolis, MN, 2000.

14 ボンヘッファーは当局によって1940年に演説が、1941年に著述活動が禁止され、定期的に警察署に出頭することが義務づけられていた。ティーツ『ディートリッヒ・ボンヘッファー—抵抗に生きた神学者』前掲、141頁。

【序—ボンヘッファーの時、右派と左派】において、DeJongeはアメリカ・キリスト教右派と左派双方から「ボンヘッファーの時 (a Bonhoeffer moment)」という言葉が聴かれるようになったことを指摘する (DeJonge, *Bonhoeffer on Resistance*, 1-4. 以下、本文中のカッコ内の数字は、特に断りがない場合には、同書のページ番号を指す)。たとえば、2015年6月26日の婚姻を同性婚にまで拡大する米連邦最高裁判決に際して、Rick Scarborough (政治活動家・前職は南部バプテスト牧師) は、この決定は「ボンヘッファーの時」に繋がると言及した。インターネットで拡散されたこの言葉を南部バプテスト連盟議長 Ronnie Floydが取り上げ、この恐れられた判決が「米国のすべての牧師にとってのボンヘッファーの時」を意味するのではないかと述べた。またFoxニュースのインタビュアー Tucker Carlsonはトランプ次期大統領に反対する人物に対して、ボンヘッファーの名前を出しつつ、あなたがトランプに対して武器を取ればよいのではないかと述べた (2016年末)。

一方で、第一次トランプ政権の誕生に際しては、ボンヘッファーの「教会とユダヤ人問題」(1933年)に見られる彼の有名な言葉への言及も見られた。トランプ就任演説の翌日のデモである女性らは「不正義の車輪の下に犠牲者に包帯を巻くだけでなく、車輪そのものにスポークを打ち込まなければならない」とプラカードを掲げた。またニューヨーク・タイムズ紙のコラムでDavid Brookはボンヘッファーと「ボンヘッファーの時」に言及して、ボンヘッファーに学び、交通を遮断しタウンホールを混乱させるような、強力な非暴力的行動が必要だと説いた。

DeJongeは、ボンヘッファーがこんにちのアメリカの政治状況下において、ある文脈では暴力的行動と関連して、別の文脈では非暴力的抵抗と関連して、異なる意味において言及されていることを指摘する。DeJongeは、暴力を含む地下抵抗運動への参加はボンヘッファーの長い抵抗の過程の最後にたどり着いたものであると指摘して、安直な模倣を暗に戒める一方で、デモに参加した女性がプラカードに引用したボンヘッファーの言葉は、非暴力的不服従に言及しているわけではないとも指摘する。

ボンヘッファーの政治的抵抗のビジョンは現代のわれわれのものからは距離があるとして、DeJongeは、ボンヘッファーが何よりも求めたのは「国際的なエキュメニカル教会からの公式の宣言」だとする(6)。この観点から、DeJongeはボンヘッファーの主要な著作と思索を年代順にその展開を追いながら、全14章を構成する。そして、ボンヘッファーの抵抗の思想には、3つの段階において6つのタイプがあったとして提示する。第一段階(1932-35年)での、(1) 政府の不正義に対する個人的また人道主義的抵抗、(2) 政府の不正義の犠牲者に対する教会の奉仕、(3) 政府に対する教会の間接的な政治的言葉、(4) 不正な政府に対する教会の直接的な政治的言葉、第二段階(1935-1939年)での(5) 弟子であることを通じた抵抗、第三段階(1939-45年)での(6) 個人の責任ある行動を通じた抵抗、である(10)。

【第1章—神学的な物語】では、ボンヘッファーの大学での講義をもとにした最初期の著作が扱われる。『創造と墮罪』(1933年)では「創世記」の最初の数章が丹念に扱われるのだが、ボンヘッファーが他者論の枠組みで論じる3章の最初の男女の物語にDeJongeは注目する。最初の女エバは「アダムの限界を体现する者であると同時にアダムの愛の対象」となったとボンヘッファーは論じる(15)。神の被造物として生きるとは、他者による制限において生きその関係において生きることである。これは「～からの自由」であるだけでなく「～への自由」でもある。他方、女を唆した蛇の言葉は、神の言葉を秤にかけさせることで人間の向く方向を転換させ、「神のように」と望ませるものであった(18)。

「キリスト論講義」(1933年)は、知と罪の関係を論じて『創造と墮罪』の議論を引き継ぐ、とDeJongeは論じる。アダムはエバを自分への制限ではなく、みずからの支配と所有に引き入れることのできる対象へと変容させた。キリストの神性の位格、つまり復活のキリストとの出会いが、人間の知を通じた支配を打ち砕き、神を人間の生の中心と制限へと引き戻す。ルターを引用して、ボンヘッファーは「信仰によってのみ、われらは罪人であることを知る」と言う。DeJongeは、ボンヘッファーのキリスト中心主義は、キリストをキリスト

者の主ではなく、すべての現実の主とすることで、政治的抵抗への参与の余地を開いていると論じる（19-21）。

【第2章—ルターの強調】は、宗教改革初期のルターの重要著作である『キリスト者の自由』（1520年）を中心に、ルターのいわゆる二王国説の構造を解き明かし、ボンヘッファーによる受容を論じる。DeJongeが別の著作で指摘するように、ボンヘッファーは彼が偽ルター派的とよぶ、当時のルター派の二王国説（教会と国家とを相容れず相互に関わることはない別領域として見る理解を指す）から距離を置くことで政治的抵抗へと参与していった、というボンヘッファー理解が有力な研究者らによって唱えられ定説となっていた¹⁵。だがDeJongeは、ボンヘッファーがルターの二王国理解を捉え直したことがボンヘッファーの神学を初期から最晩年までを貫いている、という立場を明らかにしていく。この理解においては、教会のみならず国家にも、神の統治における独自の位置づけが付与されている、という点が強調される。

DeJongeの論じるところによれば、ルターは福音と律法（law）を明確に区別したうえで、双方がともに働くを理解している。律法は、その霊的役割において、実行不可能な神の高い要求を知らせ人間に罪を悟らせて、人間を神の約束へと向かわせ、そして、神の要求はキリストによってすでに成就され人間はいまや無条件に愛されているという福音へと導く。一方で、律法は世俗的な役割をも担っており、世をカオスへと陥らせようとする人間の罪を抑制する。この罪を抑制するものとしての律法・法（law）の執行の観点において、ルターとボンヘッファーは、政治的権威つまり政府が神の委託を受けている、という理解に立つとDeJongeは指摘する（26-29）。

【第3章—政治的生】では、DeJongeはボンヘッファーの初期から中期の思想における「保持（reservation）」の理解に注目し、それと二王国理解との関連を明らかにする。DeJongeは、現在の世の理解において、創造に重心を置く見方と救済に重心を置く見方とがあるとする。前者は自然法に繋がる思想である

15 DeJonge, *Bonhoeffer's Reception of Luther* (Oxford University Press: Oxford, UK, 2017), 77ff.

が、人間の墮罪の意味を見落としがちである。とりわけ、ナチス期にはボンヘッファーのいわゆる「偽ルター派的」神学者らは「民族 (*Volk*)」を神の創造における所与の固定的な秩序として論じ、政権の人種間闘争と支配の思想に神学的に迎合した (32-33)¹⁶。他方、救済に重心を置く見方は、宗教改革期の過激な再洗礼派などとも重なり、性急に理想を実現しようとして、現世における「保持」による神の統治を見落とす (33-35)。これに対して、DeJongeによれば、ボンヘッファーは、罪の働きの抑制のために律法・法 (*law*) という道具を神から委託され相対的な正義を守ることを委ねられたと考える。キリスト者は罪を赦されつつなお罪人であり、「救済に向けての保持されてある罪の世」に、教会と国家という二つの王国に、緊張において生きる (30, 34, 39)。これは、「偽ルター派」の人々が二王国を完全に分離したものと見た見方とは異なっており、「ルターのように、しかし偽ルター派のようではなく、ボンヘッファーは二王国を統一における違いとして提示する」(41)。

【第4章—教会と国家】は、『教会の本質』講義録 (1932年) から晩年の遺作『倫理』までのボンヘッファーの教会と国家の議論に目配りしながら、彼が教会だけでなく国家もまたイエス・キリストへの奉仕という究極の目的のもとにある、という理解において国家を論じていると明らかにしようとする。教会の「目的は世全体を覆うキリストの支配権の宣言」であり、教会はそれを言葉と祈りという強制力を伴わない手段によって行う (46)。一方、「政府の責務は剣と法 (*law*) とをこの世において行使することによって、地上におけるキリストの支配に奉仕することにある」(50)。DeJongeはボンヘッファーの議論をすくい上げて、国家は理性により法の内容を知るが、法の目的つまりキリストの支配への奉仕については福音において示されなければ知りえない、と論じる。ボンヘッファーによれば「教会は国家になってはなら」ずまた「国家を統治し

16 ボンヘッファーは短期間こうした「創造の秩序」をもとに「民族」のための戦争を正当化する議論をしていたが、1930年代初めには「〔創造の秩序に基づく〕こうした議論の危険性は根本的に、すべてのことがこれを基礎として正当化されうることである」としてみずから退けた (42-43)。

ようとはしない」が、彼の二王国の議論は、国家が法を誤用する場合において、教会の国家に対する抵抗の可能性を残している、とDeJongeは論じる（53-55）。ただし、ボンヘッファーは「教会としての存在は、教会の批判が福音のみに聴くことから来ているかどうかにかかっている」と、強力な留保をつけている（55）。

【第5章―抵抗の始まり】は、おもにボンヘッファーの「教会とユダヤ人問題」論文（1933年）に焦点を当てる。この論文は、ヒトラー・ナチス政権が成立後わずか2か月ほどの間に定めたいわゆる「アーリア条項」を含む法律への応答として書かれたものである。「アーリア条項」は、非アーリア人、おもにはユダヤ系の出自を持つ人々を公務員職などから追放するものであったが、ドイツ教会内の親ナチスのドイツ的キリスト者のグループはこれを教会にも導入しユダヤ系の人々を牧師職から追放しようとした。「教会とユダヤ人」論文は、この立法に直接応答するものであるが、矛盾していると見える議論や現代の視点からは反ユダヤ的と思われる表現、さらにはのちのボンヘッファーの武力的抵抗への参与の源流として一部の研究者が解釈する議論を含む一方で、一部の研究者からは緊急事態下においてあまりにも非政治的であるとも解釈され、ボンヘッファーの政治的抵抗の文脈では注目され議論される論文である。

DeJongeは有名な箇所として、目下の状況で教会が国家に対して取りうる行動には3つの可能性がある、というボンヘッファーの議論に言及する。1つには、国家の行動をめぐって国家の性質の正統性を国家に問い責任を持たせること、2つめには、国家の行動の犠牲者に奉仕すること。そして3つめの可能性として、「ただ車輪の下にいる犠牲者の傷の手当てをするだけでなく、車輪そのものを掴むこと」である（58）。

ボンヘッファーは「疑いなく、宗教改革の教会は国家の特定の政治的行動に直接関わるように奨励されはしない」、また「こんにちのユダヤ人問題においてすら、教会は国家に直接に対立することはできない」と強く主張しつつ、教会は「国家をこの神なき世において神の保持の秩序として確認する」べきである、とする。これをDeJongeはボンヘッファーの福音と律法、また教会と国家

の二王国の理解の枠組みにおいて解釈し、教会は国家の不正義の最初のしるしによって一足飛びに政治的議論に飛び込むべきでない、というボンヘッファーの立場を示唆する（59-60）。ボンヘッファーにとって、教会はあくまで福音を基盤として行動し発言すべきである。

一方で、DeJongeは「人道主義的団体やキリスト者個人」についてのボンヘッファーの言葉に注意を向ける。ボンヘッファーは、団体や個人が召命を受けたときには、国家に対してその行動の道徳的側面に注意を向けさせ、「そのような状況が生じたときには、道徳への侵害に対して国家を批判する」ことができる、とした（63-64）。DeJongeはこのタイプ1（「政府の不正義に対する個人的また人道主義的抵抗」）に該当するボンヘッファーの抵抗の思想を、救いのためのわざから解放されたキリスト者の隣人への愛ある奉仕というルターの枠組みにおいて提示する。福音宣教と奉仕という2つの職務を持つ教会もまた、奉仕の職務においては国家の犠牲者への奉仕のわざに参与することができる（タイプ2「政府の不正義の犠牲者に対する教会の奉仕」）。「教会とユダヤ人問題」論文における教会の取りうる3つの態度のうち「車輪そのものを掴む」ことは——のちの暴力も用いる抵抗運動への最初の言及として解釈される場合も多い言葉であるが——、DeJongeはエキュメニカルな教会の宣言として解釈を提示する（66-68）。

【第6章—教会の間接的な政治的言葉】は、「教会とユダヤ人問題」論文に再び取り組み、従来は矛盾を含むと理解されることの多かったボンヘッファーの議論が、本書でこれまでに明らかにされてきたルター的な「教会-国家」と「福音-律法・法」の彼の理解に基づけば、一貫した議論がなされていると提示する。ボンヘッファーは、「こんにちのユダヤ人問題においてすら、教会は国家に直接に対立することはできず、国家が何であれ異なった行動を取るようを要求することはできない」と述べる数行後には、この問題について教会は「政府の行動が正統な国家の行動として正当化されうるのか」をこのうえない明瞭さでもって問うべきである、と主張する。DeJongeはこの文脈で語られる「国家がまさに国家としての性質において、つまり力によって法と秩序を作り出す機

能において、危機に瀕するように思われるときに」という表現に注目する。DeJongeの解説するところによれば、ボンヘッファーは国家の個々の行動と国家の性質を分けて考え、教会は前者を問題にし介入するべきではないが、後者が問題を含み神の統治に仕えるという委託にふさわしくないものとなるときには、教会は声をあげるべきと考えている。そして、ボンヘッファーが想定する国家の性質の危機とは「法と秩序が少なすぎるか、あるいは多すぎる」場合、つまり、前者はあるグループの人々の権利がはく奪されるとき、後者は国家がキリスト者の宣教の権利を奪うに至るとき、である（72-75）。ボンヘッファーにとっては教会の宣教とは、福音宣教と並んで、国家の権威、責務、そして限界について宣言することも含むと、DeJongeは指摘し、ボンヘッファーの一見矛盾する議論の一貫性を明らかにしようとした（78）。

【第7章—教会の直接的な政治的言葉】は、「教会とユダヤ人問題」（1933年）で示された教会の取るべき態度の3つめの可能性、つまりボンヘッファーが「教会の側の直接的な政治的行動」と呼ぶ「車輪そのものを掴む」ことの内容を、彼が1932年にエキュメニカルな会合にて行った「世界連盟のわぎの神学的基礎」講演と関連させながら、解き明かそうとする。ボンヘッファーは講演で、「教会とは“今おられるキリスト（*Christus praesens*）”である」と強調して、「教会は今ここで、権威をもって、もっとも具体的な方法での知識でもって、神の言葉を語ることができなくてはならない」、また「『汝の敵を愛せよ』とは概括的であって、私が今日ここでその意味を聴こうとするなら、もっとも強い具体化を要求する」と主張した。また戦争についても、教会は個人に判断を任せてはならず、「教会は具体的に、この戦争を戦え、この戦争は戦うな、と言えるべきである」と断言した（82-84）。法それ自体は概括的・普遍的であって宣教にはならないのであって、法が今ここに向けられる形をとって具体的で個別のなものとされるときに戒めとなる（85）。DeJongeは「教会とユダヤ人問題」から引用する。「教会のこの3つめの行動〔つまり車輪を掴むこと、具体的な戒め〕すら、ある場合には国家との対立に至るにせよ、教会による国家の究極的な承認の逆説的な表現である。というのは、教会は国家を国家自身から守り

保持するように召されていると自覚するからである」。DeJongeは、これを通常の教会-国家関係の回復をめざす議論として理解する。こうしてDeJongeは、一部の研究者が武力を用いる抵抗運動を遠く示唆すると解釈してきた「教会の行動の3つめの可能性」の議論を、ルター的二王国理解に基づいた教会の福音的宣言への強い勧告とする理解を提示するのである（87）。

【第8章—危機的状況での信仰告白】は、「教会とユダヤ人問題」のみならず1933年のいくつかのテキストにおいてボンヘッファーが使用した*in status confessionis*（「信仰告白の状況において」）という表現の歴史的背景を明らかにしたうえで、この表現に見られるボンヘッファーの意図の解明を試みる。

DeJongeは、ボンヘッファーの*in status confessionis*の源流を宗教改革期の*in casu confessionis*（「信仰告白の事態において」）との表現に見る。1540年の「アウグスブルク信仰告白」は教会を「福音が純粋に教えられ聖礼典が正しく執行される聖徒の集まり」として定義した（89）が、1546年のルターの死から1577年の和協信条の成立まで、カール5世の介入などの状況下で、ルター派内で*adiaphora*、つまり聖書において命じられてもおらず禁じられてもいない、救いに関して中立的な事柄をめぐる論争が生じた。和協信条は、教会が、一つには外部の政治的力によって*adiaphora*が強制されるとき、つまり迫害の状況において、またもう一つには、*adiaphora*が救いに関わるものとして扱われるとき、福音が危険にさらされ「信仰告白の事態」が生じる、とした（90-93）。DeJongeは独創的なアプローチにおいて、ボンヘッファーにとって1933年ドイツの状況は16世紀の*adiaphora*論争と重なるものであり、一方において、教会のユダヤ人に対する関係を国家が定めようとすることは「法と秩序の多すぎる」教会への介入の事態であり、他方において、国家が定める「生物学的また人種の用語におけるユダヤ人」という「生物学的に疑わしい」概念を教会に取り込もうとするのは異端の事態である、と読み解く。そして、この観点からボンヘッファーの「アーリア条項は教会の信仰告白に影響することのない*adiaphora*である」という言葉を読み解く。この言葉は、ユダヤ系キリスト者とユダヤ系住民の置かれようとする困難を等閑視するものとしてではなく、し

かし教会の福音の本来の内容を政治から切り離す。そのうえで、なお、adiaphoraが福音への脅威となり福音の問題となる「信仰告白の状況」があるという理解を通して、教会の関与の契機を示すものとして、DeJongeは示唆するのである（94-97）。

【第9章—国家への抵抗とユダヤ人への不当な扱い】は、ユダヤ人への迫害をめぐるボンヘッファーの態度を二王国の理解から読み解こうとする。ボンヘッファーの伝記記者エバーハルト・ベートゲ——ボンヘッファーの学生であり親友となり、その姪と結婚してボンヘッファー家の一員ともなり、彼の約2年間の獄中生活においてはもっとも密に書簡のやり取りをし、戦後に彼の書き遺したものの出版に尽力して、決定的な伝記を記した——は、ボンヘッファーが政治的抵抗運動に参加した主要な理由として「第三帝国によるユダヤ人の扱い」を挙げる（100）。だが、DeJongeはここに異なる光を当てようとする。第一に、ユダヤ人の権利の問題は、国家への神からの委託の視点によって明らかになる。この問題は国家の性質を知るリトマス試験紙である。ユダヤ人迫害は教会を言葉による抵抗に導く。第二に、ユダヤ人の権利の問題は、教会の国家からの独立の視点からも明らかになる。前者は「法と秩序の過少」、後者は「法と秩序の過多」の問題であるが、DeJongeはボンヘッファーは後者にはるかに大きな関心を寄せていると読み解く（103-104）。

【第10章—教会闘争の第二段階の闘い】は、1933年から1930年代末までを扱う。教会を通じた抵抗運動（告白教会）が政権の締めつけによって窒息していき、ボンヘッファーは告白教会の神学校校長となって共同生活を指導したが、やがて神学校と共同生活が当局による禁止を経て完全に終焉するまでの時期である。この時期、1934年にはデンマーク・ファノーでのエキュメニカル会議において、ボンヘッファーは教会が国際平和の具体的な戒めを宣言することを強く訴え、「安全保障」ではなく「諸国民の運命を全能の神の御手に置く信仰と服従」を求めた（112-113）。「信仰と服従」というテーマは、彼の神学生との共同生活から著された『弟子であること（Discipleship）』（ドイツ語原題は『Nachfolge 服従』、邦題は『キリストに従う』）において中心的なテーマとな

る。ボンヘッファーは「弟子であること」なしに罪の赦しの福音を受け取ることを「安価な恵み」と呼んで、「信じる者だけが従い、従う者だけが信じる」と義認を理解する。「存在がキリストの弟子であるような教会」、「そのような教会の言葉のみが聴かれる!」、「われわれのこんにちの闘いは高価な恵みのためである」とのボンヘッファーの言葉を引いて、教会の言葉が十全に聴かれるために弟子である教会を建てるための基礎を作るという形に、この時期のボンヘッファーの抵抗は移行していた、とDeJongeは指し示した。

【第11章―抵抗としての弟子であること】は、弟子であることの意味をさらに掘り下げる。ドイツ帝国教会の執行部と主流派がますますナチス政権とその思想に傾倒し、告白教会のボンヘッファーの同僚牧師や教え子が厳しい締めつけに直面するなかで、ボンヘッファーの抵抗は国家に対するものから、「真なる」教会のためのものへと焦点が移り、教会の「弟子性」がより強調される。ここで「弟子であること」とは、言葉によって教会の抵抗を支えることと、苦しみにおいて奉仕することによる教会の抵抗を表現することである、とDeJongeは読み解く(120-122)。「私に従いなさい」というキリストの招きに従って弟子となることは、「苦しみのキリストに結びつけられること」である。それは「あなたを憎む者たちに善をなせ」という招きに、その者たちにこそ最も深い傷と痛みとがあると知って、この招きに従うことであり、「世界が正義を拒むときに」キリスト者として「慈しみを実践し」「声なき者たちのために声をあげる」ことである。他者のために苦しみを負われたキリストに倣って、教会が他者とともにあり他者のためにある姿が、この時期のボンヘッファーの抵抗の形である(125-127)。

【第12章―地下抵抗運動へ】は、おもに遺稿『倫理』に焦点を当て初期から展開してきたルター的理解の帰結を検証する。書き遺されたいくつかのエッセイが編纂された同書の原稿は、1940年夏から秋にかけて執筆が開始され1943年4月5日の逮捕まで執筆された。これはボンヘッファーが表向きは国防軍諜報部の部員として採用され、実際には国防軍内の地下抵抗運動グループのための情報収集や対外交渉を行っていた時期と重なる。ボンヘッファーは地下活動への

参与について明示的には説明も考察も残していないが、DeJongeはボンヘッファーのルター的理解を枠組みとして『倫理』のなかの抵抗の思想をあぶりだそうとする。

DeJongeは、ボンヘッファーの初期の著作において「保持の秩序」として言及されるものが、『倫理』のなかの「具体的な戒めと神の委任」エッセイにおいては、神からの4つの「委任」、つまり「教会、結婚と家族、文化、政府」と言い換えられている、と論じる（131-132）。同書「国家と教会」エッセイで、政府の役割つまり政府への委任について、ボンヘッファーはルターの特徴のある表現で次のように述べる。「政府の務めは、剣と法の力をこの世において執行することによって地上におけるキリストの統治に仕えることにある。政府は、与えられた剣を行使することで外的な正義を打ち立て保持する限り、キリストに仕える」。そして、「政府への服従においてキリスト者はキリストに従う」として、最大限に政府への神の委任に敬意を払う（133）。この議論の流れにおいて、ボンヘッファーは教会への神からの委任を言葉と奉仕による抵抗において提示している、とDeJongeは解釈する。「教会はみずからへの委任を遂行することによってのみ、政府にその委任の遂行について正しく問うことができる」、教会は決まった秩序のなかでのみ愛を行使するのではなく「教会は与えられたこの世の秩序そのものに対して使命を負うのではないか」、「教会は犠牲者を助けるだけでよいのか、それとも教会は車輪そのもののスポークに手をかけなくてはならないのではないか」——ボンヘッファーの晩年の『倫理』のこれらの言葉が、1933年の「教会とユダヤ人問題」における教会の行動の3つの可能性と重なり合うことを指摘し、ボンヘッファーにとって教会の抵抗の務めは言葉とキリストの弟子としての奉仕によるものに尽きると、DeJongeは提示するのである。

【第13章一個人の自由な責任の行動】は、1933年「教会とユダヤ人問題」論文が、人道主義的団体や個人が国家の道徳への侵害を目撃するときにはこれを批判する道があることを示したことを確認して、1943年の「十年後」エッセイや『倫理』においても、「従順な責任ある行動」や「信仰による責任ある行動への

自由な挑戦」の必要性が強調されることを指摘する。「反キリスト教的な政府であったとしても、ある点においてはなお政府である」として強い留保をつけつつも、ボンヘッファーは、「政府が務めを踏み外す」とときには、「良心のために、また主のために、政府に服従しないことが求められる」とする (143, 146)。

【第14章—秩序と回復】は、ボンヘッファーが『倫理』を執筆した最晩年に至るまで国家という神からの委任に高い敬意を払ったことを指摘する。「教会、結婚と家族、文化、政府という神の委任は、互いが互いとともにあり、互いのためにあり、互いに対置されてあるときにのみ、イエス・キリストに啓示された神の戒めを伝達する。これらの委任はどれも自己完結しておらず、他の代わりを成すと主張することはできない」(150)。問うべきは「神のご意思は何か」であるというボンヘッファーの主張と委任の理解は、キリスト者の召命とは家族や職や政治を後にして修道院に入ることではないとしたルターの立場と重なり合うことが指摘される。ボンヘッファーにとって、神のご意思を行うとは、委任される4つの領域において召命を生きることである (151-152)。ボンヘッファーにとって責任ある問いは「来るべき世代がどのように生きることができるか」であり、DeJongeはキリスト者の政治的働きとは神が救いに向けて保持される世界の構造に奉仕することであると言う。このような行動は、道徳的枠組みの外にあり、道徳的に正当化されることはできない。責任を担う個人に行動に踏み出すことは委ねられている。『倫理』においてボンヘッファーは述べる。「責任を担って行動する者は行動を神の御手のうちに置き、神の恵みと裁きによって生きる」(156)。

DeJongeは、ボンヘッファーの神学思想の初期から晩年までの一貫性を彼のルター理解を軸に説得力をもって提示することに成功している。つまり、ルターにおいては福音-律法また教会-国家の関係が相互に排他的な二項対立的ではなく、両者がそれぞれに神からの委任によって固有の役割を果たしながら存在し、ともに神の統治を地上において実現しつつ罪の世を救済に至るまで保

持する、との理解をボンヘッファーは枠組みとして維持続けた、とDeJongeは読み解く。これによって、ボンヘッファーは初期から後期に至るまで、一方で福音宣教の教会の独自の役割を明確にしながら他方で国家に付与された神の権威を承認しつつ、国家の性質が神の支配への奉仕から逸脱していく場合に、教会が福音の言葉によって国家を正すべきと考えていたことが明らかにされた。

ここで描き出されたボンヘッファーの思想と生涯は、近年アメリカで広まる“「正義」のためには武器を取ることも厭わない牧師・キリスト者、ボンヘッファー”という安直な切り取りと大きく異なっている。ドイツが生存のためと称して闘争的な領土的野心をむき出しにして孤立し、社会のみならず教会のなかでも分断と不信とをはびこらせ、社会のもっとも弱き立場に置かれた人々から順に生きる場と命とを奪っていったその時代に、教会の分断のただなかで、ボンヘッファーはキリストの体である教会からの「今ここで」語られる言葉を求め続けたのである。

堅牢なDeJongeの議論運びなのであるが、いくつかの点で今後丁寧に確認される必要があると思われる。大きな点としては、1930年代半ばからしばらくの間（特に『キリストに従う (*Nachfolge*)』など）、ボンヘッファーは平和思想に傾斜し集中したのだが、彼のルター的理解との連関はどのようなものだったのか。これについては、DeJonge自身の研究書において議論があるため¹⁷、別の機会に詳しく検討したい。また、DeJongeは、「教会とユダヤ人問題」論文（1933年）における、アーリア条項の適用をめぐる教会の取りうる第3の道「車輪そのものを掴む」ことを、当時ボンヘッファーが深く関与していたエキュメニカル会議における主張、つまりエキュメニカルな教会の具体的な戒めの言葉と強く関連させて提示した。この連関については、この時期のボンヘッファーのほかの議論も参照しつつ、より詳しく検討する必要があるように思われる。最後に、DeJongeは、初期と後期のボンヘッファー思想における個人や

17 *Bonhoeffer's Reception of Luther*の第6章など。

人道的団体の決断による行動の可能性を指摘したが、教会の言葉による国家への抵抗に比して従属的に論じられているように思われる。この関連で、ボンヘッファーが初期から教会の枠だけにとらわれない他者論を論じていたこと、また彼自身が最後には責任ある個人の道を選び取ったことに鑑み、個人および教会以外の団体の取りうる可能性について、より焦点を当てて考察してみたい。